○山口県公安委員会における個人情報の管理に関する内規

令和５年３月２８日
公安委員会内規第１号

山口県公安委員会における個人情報の管理に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資するため、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この内規において「保有個人情報」とは、法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。

２　この内規において「公文書」とは、山口県公安委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程（令和６年山口県公安委員会規程第２号）第２条第１号に規定する公文書をいう。

（総括個人情報管理者）

第３条　公安委員会に、総括個人情報管理者を置き、警務部総務課長をもって充てる。

２　総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 保有個人情報の管理に関する法令等の整備に関すること。

(2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（個人情報管理担当者）

第４条　総括個人情報管理者は、警察本部の職員（以下「職員」という。）のうちから、個人情報管理担当者を指名する。

２　個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この内規による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

（正確性の確保）

第５条　職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

（取扱いの制限）

第６条　総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

２　総括個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
(3) 取り扱うことができる場所
(4) 保存すべき場所
(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

（廃棄及び削除）

第７条　総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

２　総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

（漏えい等発生時の措置）

第８条　職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

２　総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

３　総括個人情報管理者は、第１項の規定により報告を受けた漏えい等が法第６８条第１項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

４　前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第２項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

（補則）

第９条　この内規に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附　則

この内規は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月２９日公安委員会内規第４号山口県公安委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の制定に伴う関係内規の整理等に関する内規第３条による改正附則）

この内規は、令和６年４月１日から施行する。